



## ひまわりだより 第15号



### 9月12日(月)の昼食について

社会見学の時に集合場所として駐車場を貸していただいた、かっぱ寿司さんで昼食をとります。当日は通常通りの作業を行います。11時30分頃から移動し昼食になる予定です。1時間程の昼食時間にし、午後からの作業も通常の13時から予定です。せっかくの機会ですので、月曜日はお休みの方も是非参加してくださいね。お腹い～ぱい食べましょう♪

### 地鎮祭を執り行いました。

別紙でお伝えしましたが、津島市唐臼町に移転することになりました。8月10日に建設予定地の地鎮祭が執り行われ無事故無災害を祈願いたしました。

新築される建物は木造平屋建て工期は、12月頃までです。



### 障害者虐待の勉強会に参加しました。

8月19日(金) 10:00～津島市役所内で勉強会が開催され、近藤も参加してきました。

津島市の障害者虐待の防止と対応の現状や市町村の役割と責務等学びました。また、各事業所が疑問に感じることを事前質問し、福祉課担当職員からご回答いただきました。

虐待を受けていることを知ったら通報の義務があります。被害者の年齢によって窓口が異なり、18歳未満は児童相談所、18歳～65歳は福祉課、65歳以上は高齢介護課となるそうです。

■障害者虐待には以下があります。

**身体的虐待** 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

**性的虐待** 性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうか見極める必要がある。)

**心理的虐待** 脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

**放棄・放置** 食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

**経済的虐待** 本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

■実際虐待を発見したら、相談・通報をしますが、円滑に届出できるように以下を記載する受付票があるそうです。(津島市役所)

- ①虐待の状況(虐待の種類や程度、虐待の具体的な状況、虐待の経過、緊急性の有無)
- ②障害者の状況(障害者本人の氏名・居所・連絡先、心身の状況、意思表示能力)
- ③虐待者と家族の状況(虐待者の状況、虐待者と障害者の関係、その他の家族関係)
- ④障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無(障害福祉サービス等の利用の有無、家族に関わりのある関係者の有無)
- ⑤通報者の情報(氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等)

上記①～⑤の情報を通報することで、次の段階への判断の根拠となります。

津島市は障害者虐待の事例がここ数年ないそうです。ないからこそ、いざ虐待の場面を目の当たりにした時どのような対応をすれば良いか関係者が把握する必要性を感じました。